

3月臨時教育委員会会議録

- 1 開催日時 平成25年3月11日（月）14時00分～15時09分
- 2 開催場所 武雄市役所4階 第3委員会室
- 3 出席者名 教育委員：諸石委員長、古場委員長職務代理者、猪村委員、浦郷教育長
事務局：古賀教育部長、白濱教育部理事、小野学校教育課長、原田文化・学習課参事、
村山教育総務課長代理、
- 4 傍聴者数 なし
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【古場委員を指名】
- 7 議 事
第36号議案 文化財の指定について 【議案どおり議決】
第37号議案 武雄市市立小中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 【議案どおり議決】
第38号議案 武雄市立小中学校教職員の転出入内申について 【議案どおり議決】
第39号議案 武雄市立小中学校教職員の退職内申について 【議案どおり議決】
- 12 会議録

午後2時 開会

○委員長

こんにちは。臨時の教育委員会を始めたいと思います。前田委員からは欠席の届けが出ております。よろしく願いいたします。

では、議事録の署名人の指名ですが、古場委員さんをお願いいたします。

早速議事に入りたいと思います。本日の議案は36号から39号までありますが、38号議案と39号議案は人事案件でありますので非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕では38号議案と39号議案は非公開といたします。

では、第36号議案について、提案をお願いします。

○教育総務課長代理

2ページ、第36号議案文化財の指定について、議案書により提案。（12月定例教育委員会の折に諮問について議決を受けた重要文化財（歴史資料）、2月13日の武雄市文化財審議会に諮問した結果、指定は適当であるとの答申を受けている。）

○文化・学修課参事

補足説明。（12月定例教育委員会の折から「附、絵図箱」を追加したことに伴う説明及び指定の理由の追加・修正について）

○委員長

はい、ありがとうございました。今説明をいただきましたが、ご質問等ございませんか。

○A委員

このような貴重な資料を文化財に指定して将来に引き継いでいくことは大変大事なことと思います。私もこの歴史資料を見てみたいと思うのですが、一般市民の方が武雄の重要文化財とかを見れる企画展示等がありますか。

○文化・学習課参事

これを指定したと言って歴史資料館なりで展示というところまでは今のところ考えておりません。ホームページに武雄市の文化財一覧表を掲載しておりまして、そこをクリックすれば概要説明が見れるようにしております。そこに新たに追加して、市民の皆さんや全国に発信していきたいと思っています。

○A委員

ホームページで見るより実際に現物を見てみたいとおっしゃる方もおられると思いますので、他の文化財も含めて企画展等を検討していただければと思います。

○文化・学習課参事

この絵図は縦415cm横469cmと非常に大きいものなので、企画展示室のガラスの中に展示することは難しい。数年前に指定した肥前国絵図については2分の1のレプリカを作っておりましたので、指定した時に企画展示室の外の廊下の壁面に展示しました。今回のものについてはそういったものがないので、なかなか難しいと思います。今年度の事業でデジタル化をしていますので、特定のパソコン等で館内での閲覧は考えています。どんなに引き伸ばしても画面ではっきり見えるということですので、そういう形での公開はしていきたいと思っています。

○委員長

他にございませんか。

○B委員

実際に実物が見れるというのが一番と思いますが、大きいものだとのこと説明がございましたので、美術館でもあればいいのですが。

○文化・学習課参事

壁面の高さが3mから4mですので、どうしても折り曲げての展示になってしまいますので、展示として好ましくない話になります。そして通常は折りたたんで収納されており、先ほど申し上げましたデジタル化したものを見た方がより分かる、絵図ですので、広げると真ん中あたりが見えなくなりますし。どういう活用をしていくかは今後の課題ではあります。

○B委員

岩谷周助さんの名前が出てまいります。作品としては多く存在していますか。

○文化・学習課参事

武雄の絵師ではありますが、良寛さんほどではないです。めったにないかということ、あるところにはある。そういう感じです。

○B委員

武雄の絵師でいらっやって、武雄にはないのですか。

○文化・学習課参事

武雄の旧家というか、そういうところには残っていると、鍋島家の収蔵品の中にもいくつか残っているとのことです。

○B委員

ありがとうございます。

○委員長

提案理由の中にも少ない歴史資料ということですので、指定するということによろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕議案どおり可決いたします。よろしく願いいたします。

では、第37号議案に進みます。説明をお願いいたします。

○教育総務課長代理

8ページ、第37号議案武雄市立小中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、議案書により説明。(統括事務長の設置に関する条文を追加する。施行日は平成25年4月1日とする。)

○委員長

第37号議案について、ご質問ありましたらどうぞ。

○A委員

9ページの第15条についてですが、統括事務長と事務長との業務の違いと、統括事務長を設けたのは人事上の処遇と申しますか昇格させるべき事務長がおられたために、この職が設けられたのかお尋ねします。

○教育長

今度始めてできた職で、結論的にはこれを武雄中学校に置くということになっております。どういうことかといえますと、5事務所あったのが今2,5に再編されたのですが、今の事務所にその管内を統括する事務長職を1人置く。ただし、籍は学校におくということで、学校の席を借りるような形です。武雄中学校に籍はあっても武雄市とか武雄市内の支援室の仕事ができるとしても限られるので、元の事務長は事務長としてやってもらいます。学校に籍を置きますので、改正が必要ということです。

○A委員

統括事務長に人件費というのは県費ですか。

○教育長

はい、県費です。

○委員長

お尋ねですが、この統括事務長は、武雄中に配置するとすれば武雄中の学校運営にもかかわるといふことになりますか。

○教育長

現実的にはできないだろうと思います。地域全体を統括するので、身分としては事務所の副所長格ということになっていきます。ただ、その統括事務長の名前で事務所には置けないので学校の籍にということです。武雄中の仕事をしたらいけないではないですが、現実的にはできないと思います。

○委員長

ありがとうございました。わかりました。

第37号議案よろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕では、異議なしと認め、可決いたします。

では、第38号議案に進みます。説明をお願いします。

○教育長

5ページ、第38号議案武雄市立小中学校教職員の転出入内申について、第39号議案武雄市立小中学校教職員の退職内申について、議案書・別冊資料により説明。

○委員長

第38号議案、第39号議案一緒に説明していただきました。何かご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕では、異議なしと認めます。ありがとうございました。

他にございませんか。〔「なし」の声あり〕

では、その他の項で、報告事項があるそうです。お願いします。

○教育総務課長代理

感謝状贈呈について、別紙により説明（若木小学校「畑の学校」の造成工事を無償でなされた松尾建設への感謝状贈呈）

○委員長

他にございませんか。

○学校教育課長

資料5ページ、4月1日教職員辞令交付式について、説明。

○委員長

4月当初もいろいろ式等が詰まっております。よろしくお願いいたします。他にございませんか。〔「なし」の声あり〕

これで臨時の教育委員会を終わります。ありがとうございました。

午後3時09分 閉会